

大和市告示第168号

大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金事業実施要綱を次のように定める。

令和4年12月2日

大和市長 大木 哲

大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年における原油価格及び物価の高騰の影響を受けた市内の乗合バス事業者及びタクシー事業者を支援するため、予算の範囲内において地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による許可を受けて、法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第4条第1項の規定による許可を受けて、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(支援の対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる事業者のうち、基準日（令和4年12月1日をいう。次条において同じ。）において当該事業を営んでおり、第5条の規定による申請の時点において当該事業を継続する意思を有するものとする。

- (1) 神奈川県内に営業所を有し、かつ、市内を運行する路線を有する乗合バス事業者（当該路線が次に掲げる路線のみであるものを除く。）
 - ア 空港連絡バス路線（路線定期運行（法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。以下この号において同じ。）を行う路線のうち、空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港を起点若しくは終点とする路線をいう。）
 - イ 高速バス路線（路線定期運行を行う路線のうち、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を主として運行し、県域を跨ぐ路線をいう。）

(2) 市内に営業所を有し、かつ、市内を営業区域としているタクシー事業者（個人事業主及び平成18年9月25日付け国自旅第169号自動車交通局長通知「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」に基づく福祉限定許可を受けている者を除く。）

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 乗合バス事業者 基準日において市内を運行する路線（前条第1号ア及びイに掲げる路線を除く。）に供している車両の数に70,000円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者 基準日において営業所で所有する車両のうち、令和4年4月1日から基準日の前日までの間に継続して旅客の運送に供していたものの数に24,000円を乗じて得た額

2 支援金の交付は、支援対象者1者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、その結果を大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、速やかに大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付請求書により市長に請求するものとする。この場合において、市長は、速やかに支援金を交付するものとする。

（暴力団等の排除）

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、交付決定を行

わない。

(支援金の返還等)

第9条 市長は、交付決定を受けた者が第3条に規定する支援対象者の要件を満たさないこと又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受け、若しくは受けようとしたことが判明したときは、その交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書により当該事業者へ通知するものとする。

(書類の整備等)

第10条 支援金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え付け、当該交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がされた支援金については、なお従前の例による。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書	第 5 条
第 2 号様式	大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付（不交付） 決定通知書	第 6 条
第 3 号様式	大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付請求書	第 7 条
第 4 号様式	大和市地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定取消 通知書	第 9 条